

入札説明書

令和8年10月15日さいたま市告示第1595号により公告した入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 件名

さいたま市立病院物品管理業務

2 競争入札参加資格確認申請に関する事項

(1) 提出方法

埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、競争入札参加資格確認申請時に競争入札参加申込兼資格確認申請書を添付して提出してください。入札参加資格の確認のための必要書類については、別途、提出期間内に持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

(2) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書（原則、電子入札システムにより提出。）

イ 告示2(6)に係る書類

500床以上を有する病院において、履行期間が2年以上の同種の委託契約を2回以上にわたって締結し、これらについて、令和6年4月1日以降において履行を完了した者又は告示日現在において1年を超えて履行中のものを有する者であることを証明する、契約書の写し等の書類。（2件分）

(3) 提出期間

ア 電子入札システムにより提出する場合

令和8年10月15日（木）から令和8年10月30日（金）午後5時15分まで。

イ 紙により提出する場合

令和8年10月15日（木）から令和8年10月30日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。）

(4) 電子入札システム以外の提出先

さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課調達係

〒336-8522

さいたま市緑区大字三室2460番地

電 話 048-873-4274

FAX 048-873-5451

電子メール hsp-jimukyoku-zaimu-b@city.saitama.lg.jp

3 仕様に関する質問方法

(1) 提出方法

質問書を持参、郵送、電子メール又はFAXで提出してください。

(2) 提出先

2(4)に同じ

(3) 受付期間

令和8年10月15日（木）から令和8年10月22日（木）まで（持参の場合は、休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

(4) 回答方法

令和8年10月28日（水）までに、電子メール又はFAXにて回答します。

4 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限 令和8年11月12日（木）

(2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

(3) その他

入札保証金の納付を要するとされた者は、本市が交付した納付書により、見積もった金額の100分の5以上を入札日までに納付した上で、納付書兼領収書の写し（本市の指定金融機関の領収印があるものに限る。）を納付期限までに提出してください。郵送による提出の場合、入札書とともに同一の封筒に入れ、入札してください。

5 入札保証金の納付免除に関する事項

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付免除となります。

ア 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者。

イ 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

- (2) 入札保証金の納付免除を申請する場合は、令和8年10月30日（金）までに、入札保証金免除申請書に次の書類を添付して提出してください。

ア (1)アに該当する場合 契約書の写し（2件）

イ (1)イに該当する場合 入札保証保険証券の原本

6 入札及び開札に関する事項

- (1) 最低制限価格

設定します。

- (2) 落札者の決定方法

予定価格の110分の100の価格の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (3) 再度入札の実施

初度入札において落札者がいないときは、新たに日時及び場所を定め、再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者としています。

ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができません。再度入札は1回とします。また、再度入札の到達期限までに入札書の提出がない場合は、辞退として扱うものとします。

- (4) 開札時の入札参加者立会いは不要です。

- (5) 開札結果

落札者の決定については、開札日に電子入札システムにおいて通知します。なお、電子入札システムを利用できない場合は、個別に通知します。

また、開札結果については、後日、入札情報公開システムに掲載します。

7 スライド条項の適用について

- (1) 本案件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

あらかじめ設定した賃金水準等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。従って、2年目以降の賃金及び物価の変動を見込む必要はありません。

なお、スライド制度の詳細については、以下のさいたま市HPをご覧ください。

さいたま市HP <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p123848.html>

- (2) 変更金額の算出方法等は、「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。
- (3) 落札者は、以下のとおり「契約金額内訳書」を提出してください。

ア 提出期限

落札者の決定を通知した日の翌日（休日を除く）から起算して5開庁日まで

イ 提出先

2(4)のとおり

8 その他必要な事項

- (1) 入札方法

ア 電子入札システムから入札金額を記録してください。やむを得ない事情により電子入札システムが使用できず、紙による入札を実施する場合は、事前に「紙入札方式参加申請書」を提出してください。

イ 紙による入札の場合は、市指定の入札書をもって行い、表に「さいたま市長」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を書いた封筒に入札書を入れて提出してください。代理人が持参により入札書を提出する場合には、委任状を提出してください。

なお、郵便による入札を行う場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きの上、必ず郵便書留にて送付してください。

- (2) 契約手続等

契約予定日 令和8年11月30日（月）

- (3) 電子入札システムにおける会社名や代表者の変更等の取扱い

会社名や代表者の変更等により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合等、競争入札参加資格者名簿の登録内容と電子証明書の情報が相違となる場合は、紙による入札を実施してください。

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 第1条 委託者又は受託者は、履行期間内で履行開始日の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準及び物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託料（契約金額から当該請求時の履行済部分に相應する業務委託料を控除した額をいう。以下この条において同じ）と変動後業務委託料（変動後の賃金及び物価を基礎として算出した変動前業務委託料に相應する額をいう。以下この条において同じ）との差額のうち変動前業務委託料の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。なお、業務委託料の変更に係る算出方法は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定める。
- 3 変動前業務委託料及び変動後業務委託料は、請求のあった日の属する月の初日を基準とし、賃金水準及び物価水準の変動率等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「履行開始日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準日」とする。
- 5 第3項の協議開始の日については、委託者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。